

保護者各位

日進市教育委員会  
(学校給食センター)

### 学校給食を不要とする場合の給食費及び学校への連絡について

平素は、学校給食の運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
個人の都合により学校給食が不要な場合につきまして、下記の基準により取り扱い  
させていただきますのでご協力をお願いします。

#### 記

#### 1 学校への連絡

個人の都合により給食が不要となる(給食を食べない)場合は、給食実施の前週の  
火曜日までに学校へ連絡をお願いします。(水曜日以降はキャンセル不可)

#### 2 給食費の取扱い

(1) 給食実施の前週の火曜日までに給食不要の連絡がない場合は、給食費の負担が  
生じます。

※ 給食センターでは、市内小中学校の給食すべてを調理しているため、必要な数量の食材を  
調達するためには、食材の発注を前週の半ばまでに完了させなければなりません。

連絡期日については、裏面の具体例を参考にしてください。

(2) 次の場合に限って、給食費は徴収しません。

- ① 台風等による休校
- ② インフルエンザ等による学級閉鎖
- ③ 長期入院(1週間以上)

【 問合せ先 日進市立学校給食センター 電話 0561-72-0691 】

学校給食を不要とする場合の連絡期日 (例)

○月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

20日(水)～21日(木)  
が不要の場合  
→ 12日(火)までに

25日(月)が不要の場合  
→ 19日(火)までに

※長期入院後、給食を再開する  
場合も同じです。